# □□介護納付金 ○○○※後期高齢者支援金 ■□ 保険給付費 市国保会計支出の推移 (億円) 456.9 28.8億円増 450 443.7 27.1 428.1 25.3 23.7 400 53.8 350 365.4 361.3 350.6 平成22 平成23 平成24(見込み) (年度)

勘案し、

運営安定化に向けてさま

続いています。 出金が増加し、

このような状況を

医療費の増加により、

厳しい運営状況がにより、給付金や拠

国保会計は、

高齢化

などによる

ざまな取り組みを行います。

今後

国保事業運営維持のため、

者の皆さんのご理解とご協力をお

いします。







応じて保険料を出し合い、国・うに、加入者の皆さんが収入に 助け合いながら医療費の負担を県などからの補助と合わせて、 き安心して治療が受けられるよ 病気やけがなど、 国民健康保険(以下、国保)は いざというと



納付義務者



いるのね 毎年増え続け 給付費は

●ジェネリック医薬品の利用促進

向上による生活習慣病の予防

健康に気を付けるなど

審査やレセプト点検の徹底

支出の適正化

収入の不足が このままいくと、 将来的に保険料 込まれます

●□座振替、期限内納付の促進 納付相談・指導の徹底 保険料収入の確保

医療費抑制などを た保険給付

取り組みます 安定した国保運営 のため、次のことに





# 普通徴収

# ~納付書または口座振替による納付~

平成25年度 納期限									
1期	2期	3期	4期	5期					
7/1(月)	7/31(水) 9/2(月)		9/30(月)	10/31(木)					
6期	7期	8期	9期	10期					
12/2(月)	12/25(水)	1/31(金)	2/28(金)	3/31(月)					

※納期は月末(12月は25日)です。納期限が金融機関の休業日にあたる場合、翌営業日が納期限になります

# ~年金天引きによる納付~

# 立せのことは エコナロ

平成25年度 大打さ日								
4月	6月	8月	10月	12月	2月			
<b>15</b> 日 (月)	<b>14</b> 日 (金)	15日 (木)	<b>15</b> 日 (火)	13日	<b>14</b> 日 (金)			

※4・6月の1回当たりの納付額は、前年度2月の納付額また は前年度保険料相当額(12カ月分)を6で割った金額で す。8月以降の納付額は、6月中旬に決定した年間保険料か ら4・6月の納付額を引き4で割った金額です

口座振替に変更を希望する人は「納付方法変更申出書 (国保・年金課にあり)」を提出してください。納付書に、よる納付には変更できません。

【対象者】次の全てに該当する人▶加入者の 年齢が65歳から74歳までで構成されている 世帯の世帯主(他の健康保険、後期高齢者医 療に加入している世帯主は除く) ▶特別徴収 の対象となる年金(老齢・退職年金、障害年 金、遺族年金など)を年間18万円以上受給▶ 国保料と介護保険料(65歳以上)の合算額が 特別徴収対象年金額の2分の1を超えない

# 們付方法

# 国保加入者 【時期】6月中旬 -成25年度保険料の通

「946365・M34631 「問い合わせ」 国保・年金課

# 納付は口座振替で!!



5 接項知 7 まを書申 所 所別館 3階)へ 7 1 国保・年金課(古 を記入・押印し、直 を記入・押印し、直 を記入・押印し、直 市 8 直事通

保加入者がいれば納付義務者ていなくても、同一世帯に国

なります

納付義務者です。

加入者世帯の

帯主」

世帯主自身が国

保に加

入し

9

4

1

934

3

後期高齢者医療制度加入 948 問 時 6 い期 - 7 - 7 - 7 - サ 合わ ᇒ 高 旬 齢 554 17 66

# 課